

どうなる!? 消費税の軽減税率制度 第3回



税理士 友松 悦子

- 社長** ● 消費税の軽減税率の対象となるものには、何があるのでしょうか？
 飲食料品は軽減税率だと聞きましたけど、うちのスーパーではお酒も置いていて、お酒は軽減税率の対象ではないとも聞きました。よく分からなくて不安なんです。
- 税理士** ● 消費税の軽減税率の対象品目は、酒類と外食等を除く飲食料品と、週2回以上発行される新聞です。ですので、社長のスーパーで売っているお酒は軽減税率の対象ではありませんから、標準税率となりますね。
- 社長** ● あ、やっぱりお酒は軽減税率ではないんですね。その他の飲食料品は軽減税率でいいんですね。
- 税理士** ● はい。しかし、軽減税率か標準税率かを判断する場合に、気をつけなければならない飲食料品がいろいろありますよ。
- 社長** ● え！ そうなんですか。うちのスーパーでは多くの種類の商品を販売していますので、しっかり理解しておかないといけませんね。
- 税理士** ● そうです。社長のお店で取り扱う商品を例として説明しますので、覚えておいてください。まず「飲食料品」は、食品表示法に規定する（酒税法に規定する酒類を除く。）「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。ここで注意すべきは、例えば「塩」といっても、その種類は一つではないということです。
- 社長** ● といいますと？
- 税理士** ● 調味料として使う塩や「工業用の塩」があるということです。工業用の塩は、人の飲用又は食用の用途で販売されている訳ではないので、飲食料品には含まれないのです。
- 社長** ● あ、なるほど！ 確かに工業用の塩は食べるものではないですね。だから飲食料品には該当せず軽減税率にはならないんですね。
- 税理士** ● そうです。でも、飲食ということだけで覚えると危険です。例えば

- 「医薬品」などは服用しますが、食品表示法に規定する「食品」からは除かれています。
- 社長** ● なるほど。少しイメージできました。基本的には食品表示法に規定する食品が軽減税率の対象なんだけれども、酒類や人が飲食しないようなもの、そして医薬品は軽減税率の対象外ということですね。
- 税理士** ● はい。下の図表がイメージしやすいと思います。
- 社長** ● 本当ですね。分かりやすいです。……うわっ！ 飲み物とティーカップがセットになっているものがありますね。うちのスーパーでも販売しています。今度はこれを教えてください。
- 税理士** ● では、次回は一体資産について説明させていただきますね。



出典：国税庁「平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」より抜粋

- ### 《ポイントの整理》
- ★食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）が軽減税率の対象。
 - ★一般に人の飲用又は食用に供するもので、医薬品、医薬部外品等は除く。

Communication

平成30年度 後期大阪教室 申込み受付中

あなたも法定事務のエキスパートに——。
納税協会の「総務管理者養成講座」

詳しくは各納税協会のホームページ をクリック!
<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

講義コース『大阪教室 夜間コース』

開催日時 後期 8月1日(水)～11月6日(火)
 (18:30～20:30、計54時間 27日間)

会場 納税協会連合会 研修センター
 (大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館大同生命ビル10階)

通信コース・e-通信コース・通信セレクト・e-通信セレクト 常時受け付けています。

履修科目 ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務
 ④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務

受講料 (消費税込)	講義コース(大阪・神戸教室) (納税協会会員)	65,880円
	// (一般)	76,680円
	通信コース・e-通信コース (納税協会会員)	52,920円
	// (一般)	63,720円
	通信セレクト・e-通信セレクト (納税協会会員)	10,800円(※)
	// (一般)	12,960円(※)

※ 履修科目①～⑥の1科目についての受講料です。
 通信セレクト・e-通信セレクトでは、学習したい科目を1～3科目まで選んでいただけます。



公益財団法人 納税協会連合会 事業部
 〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)
 TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

新刊書のご案内



平成30年版 減価償却資産の耐用年数表

公益財団法人 納税協会連合会 編集部 編
 平成30年度税制改正に対応した最新改訂版!

- 減価償却関係の法令と通達
 - 特別償却の指定告示
 - 減価償却関係の各種申請書及び届出書
- B5判344頁 / 定価: 本体 2,200円 + 税

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の各別表(耐用年数表)を種類ごとに収録し、耐用年数通達、減価償却関係法令、特別償却に係る告示など減価償却に関する規定を網羅・収録したもっとも使いやすい耐用年数表。

条文と制度趣旨から理解する 合併・分割税制

公認会計士・税理士 佐藤信祐 著
 組織再編行為のうち実務のほとんどを占める「合併・分割」に焦点を絞り、その税制について、条文・制度趣旨を読み解き、わかりやすく解説。
 ■ A5判312頁 / 定価: 本体 2,800円 + 税



第6版 事例からみる重加算税の研究

ハツ尾順一 著
 豊富な裁決・判例から重加算税の課税要件を徹底解明。
 ■ A5判452頁 / 定価: 本体 3,000円 + 税



平成30年版 税務・労務ハンドブック

公認会計士・税理士 井村 登・馬詰政美・菊地 弘 著
 特定社会保険労務士 佐竹康男・井村佐都美
平成30年度税制改正等、最新法令に対応!
 税務・労務・社会保険の幅広い知識がこの一冊でわかる、日常業務の必携書!
 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し、事業承継税制の特例措置の創設、厚生年金・健康保険の届書様式変更など、重要な改正項目を収録。
 ■ B6判792頁 / 定価: 本体 3,600円 + 税



◆お求めはお近くの納税協会へ